

2022年1月26日
損害保険ジャパン株式会社
みんなのマーケット株式会社

インターネット商店街「くらしのマーケット」における 損害賠償補償制度のリニューアルのお知らせ

損害保険ジャパン株式会社（代表取締役社長：西澤敬二、以下「損保ジャパン」）と日本最大級のインターネット商店街「くらしのマーケット[※]」を運営する、みんなのマーケット株式会社（代表取締役社長：浜野 勇介、以下「みんなのマーケット」）は、「くらしのマーケット」経由でお客さまが予約した作業中に、出店者が発生させた対人・対物事故を補償する損害賠償補償制度をリニューアルしたことをお知らせいたします。

※くらしのマーケット概要

「くらしのマーケット」はエアコンクリーニング、ハウスクリーニングや不用品回収、家の修理やリフォームを始めとする生活関連の出張・訪問サービスに特化したインターネット商店街です。登録出店者数は5万店舗を超えています。（くらしのマーケットホームページ：<https://curama.jp/>）

1. 背景と目的

今般、損保ジャパンはみんなのマーケットとともに、「くらしのマーケット」に出店登録する出店者向けの新たな損害賠償補償制度の提供を開始しました。制度の目的は、「大事な家電や家具を預けるのは不安」「作業中に家の中が汚れてしまうのでは」といった、出張・訪問サービス特有の心理的なハードルを緩和し、お客さまがさらに安心してサービスをご利用いただくことです。お客さまにより安心・安全・快適に「くらしのマーケット」をご利用いただくために、既存制度の利便性を向上するリニューアルをおこないました。

【今回のリニューアル項目】

- （1）自動車の修理、板金などで預かり中のお客さまの自動車を対象とした出店者のための新たな賠償補償の新設
- （2）出店者によるチャットシステムを活用した事故報告の運用スキームの新規導入

チャットシステムの導入は、従来のメールでの事故報告に替わるものです。出店者がいつでもどこでも事故報告が手軽に可能となり、出店者のユーザビリティの向上につながります。また、チャットシステムによってリアルタイムで保険会社に報告され、早期の保険金支払いにつながります。

2. 損害賠償補償制度の特徴

「くらしのマーケット」の損害賠償補償制度は、「くらしのマーケット」に登録する出店者を“被保険者（補償を受ける対象）”とすることでその先のお客さまをお守りします。主に作業中、作業後、預け物の保管中に出店者が発生させた対人・対物事故を補償します。「くらしのマーケット」経由で予約された作業であることに加え、出店者が作業中の事故であれば補償を受けることができます。また、1事故における補償額は最高1億円（出店者自己負担額：3万円）限度となります。

3. 今後の展開

今回の取組みにとどまらず、損保ジャパンはみんなのマーケットの事業領域における「保険」と「保険の先」で結ばれる真のビジネスパートナーを目指して、「くらしのマーケット」をご利用する皆さまにより一層の安心・安全をお届けできるよう、保険とデジタル技術を活用した取り組みを提案して参ります。

【参考】

■みんなのマーケット 会社概要

会社名 : みんなのマーケット株式会社 (英文社名 : minma, Inc.)
本社所在地 : 東京都渋谷区道玄坂1丁目10-5 渋谷プレイス10階
設立年月日 : 2011年1月17日
事業内容 : オンラインマーケットプレイスの開発・運営
代表者 : 代表取締役社長 浜野 勇介
ホームページ : <http://www.minma.jp/>

以上